

近江の美知普請

近江の友灯

滋賀県では、安全で安心して利用できる道づくりを推進するため、沿道の企業や団体との協働により、道路照明灯の維持管理を行う滋賀県「近江の友灯」事業をはじめました。社会貢献活動にご理解のある企業や団体様のご協力をお願いします。

<対象の道路照明灯>

- 滋賀県が管理する国道および県道に設置された道路照明灯
(ただし、車道部に設置されたものなど対象外のものもあります)

<ご協力いただくこと>

- 3~5年間の協定を締結していただき、その間、照明灯の明かりが消えていたり、壊れていたりしたら県土木事務所・支所に連絡していただきます。
- 協賛して管理していただける道路照明灯 1 本につき、年間 2 万円の協賛金をお願いします。

<協働していただける企業・団体の表示>

- 道路照明灯の下部に、協賛していただける企業・団体名等を表示した管理票（縦 21cm×横 14cm）を設置します。
- 県道路課のホームページに、協賛していただける企業・団体名を掲載するとともに、企業等のホームページへのリンクを貼ります。
- 屋外広告物条例では、道路照明灯に企業等の名称を表示することは禁止されていますが、この管理票は、同条例上、管理用広告物と位置付けられています。



～不明な点がございましたら、下記までお電話、メールにてお問い合わせください～

【申込先・問い合わせ先】

滋賀県土木交通部道路課（道路保全担当）

住所：〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL：077-528-4138 FAX：077-528-4903 E-mail：ha03dh@pref.shiga.lg.jp